ACSES ニュースレター_２４１２号（2022 年 11 月 16 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（13 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(玩具(高吸水性樹脂ボール))〈消費者庁〉
・スプリンクラー誤作動でワクチン接種中止　大阪・住之江の商業ビル〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・自転車のルール違反、取り締まり強化 昨年上回るペースで「赤切符」〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３１５報）〈厚生労働省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスク
[3] 食品安全衛生関係
◇食品衛生法に基づく安全性審査を経ていない遺伝子組換え微生物を利用した添加物についての対応〈厚生労働省〉
[4] 温暖化対策関係
◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 350 号）〈官報〉
◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 351 号）〈官報〉
[5] 環境安全関係
◇世界の人口８０億人突破　８０年代に１０４億人でピーク―国連〈Web 報道〉
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　１件　　[統計資料]　１件
[7] その他省庁発表
◇国際卓越研究大学法の施行及び国際卓越研究大学法に基づく基本方針の決定をお知らせいたします〈文部科学省〉
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　４件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：２件

玉緒(タマノオ、見せばや)

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(玩具(高吸水性樹脂ボール))

＜消費者庁　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031003/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_221115_01.pdf

特記事項:株式会社久野貿易商会が輸入した玩具(高吸水性樹脂ボール)のリコール(回収・返金)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：６件

（うち電気蓄熱式湯たんぽ１件、階段移動用リフト２件、電気冷温風機２件、

玩具（高吸水性樹脂ボール）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：９件

（うち電動立ち乗り二輪車１件、ヘアドライヤー１件、延長コード２件、コンセント１件、

電動アシスト自転車１件、ＬＥＤランプ（電球型）１件、踏み台１件、温水洗浄便座１件）

・スプリンクラー誤作動でワクチン接種中止　大阪・住之江の商業ビル

＜毎日新聞　2022 年 11 月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221115/k00/00m/040/058000c

大阪市住之江区の複合商業ビル「オスカードリーム」(地上 19 階建て）で 15 日午前、スプリンクラーが誤作動し、複数のフロアが水浸しになった。多数の店舗で営業を取りやめており、2 階にある大阪市の新型コロナウイルスのワクチン接種会場でもこの日の接種を中止した。

ビルの防災センターによると、15 日午前 2 時過ぎに誤作動したとみられ、詳しい原因は分かっていないという。2 階に入る飲食店の男性によると、各店舗の従業員らが水をかき出す作業をしており、この男性は取材に「復旧の見通しがつかず不安だ」と話した。市ではワクチンの予約者に対し、個別にメールや電話で接種中止の連絡をしているという。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・自転車のルール違反、取り締まり強化 昨年上回るペースで「赤切符」

＜朝日新聞　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCG5JY6QBVUTIL004.html

ルールを守らない自転車の運転が横行している。警視庁は取り締まりを強めており、書類送検されて罰金などの刑事罰の対象となる「赤切符」の交付も増えている。

警視庁によると、昨年 1 年間に自転車の違反で赤切符を切られるなどして書類送検された件数は 4315 件あり、前年の 3003 件から大幅に増えた。今年も 9 月末までの 9 カ月間で 3906 件を数え、昨年を上回るペースになっている。

■「青切符」が切れない自転車

自動車やバイクの場合、軽微な違反は「青切符」が交付される。行政罰としての反則金を支払えば刑事責任を問われない仕組みだ。

一方、自転車は道路交通法では「軽車両」に分類され、自動車やバイクと違って運転免許を必要としない。このため制度上行政罰に問うことができず、「悪質」「危険」な違反と判断されれば、いきなり赤切符が交付されることになる。

警視庁はその明確な基準を明らかにしていないが、酒酔い運転や信号を無視して交通事故を起こすようなケースが含まれるとみられる。

赤切符に相当しない場合でも、軽微な違反については緑色の「自転車指導警告カード」が配られる。罰則などの規定はないが、注意を促すものとして警視庁は昨年約 33 万枚を発行。今年も例年と同じペースでカードを配布しているという。

□***大災害、原発事故対策***

［福島原発事故］

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３１５報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-bUKgZwozim-iORY

１　自治体の検査結果

宮城県、山形県、栃木県、埼玉県、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、岐阜市、静岡県、大阪市、高知市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　１件

No. 24　福島県　　イノシシ　　(Cs ： 180 Bq / kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_bEOhZgsyi26jWBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 11 月 15 日版）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7aEelYg82j2qnTBY

◇マスコミ報道

・新型コロナ 新規感染者が 10 万人超 第 8 波に備え医療体制強化へ

＜NHK　2022 年 11 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221116/k10013892791000.html

新型コロナの国内の新たな感染者は 15 日、10 万人を上回りました。厚生労働省は、このまま感染拡大が続けば第 8 波になる可能性があるとして、都道府県と連携して医療提供体制の強化を図るとともに、早期のワクチン接種を呼びかけています。

厚生労働省が 15 日発表した国内の新型コロナの新たな感染者は、空港の検疫などを含め 10 万 2829 人で、10 万人を上回るのは、ことし 9 月 14 日以来となりました。

北海道で過去最多となったほか、東京都も 1 万人を超え、加藤厚生労働大臣は「今後も感染拡大が続けば第 8 波になる可能性も念頭に対策を行いたい」と改めて危機感を示しました。

政府は医療のひっ迫を避けるため、今月 11 日に新たな対応方針をまとめ、外来診療に患者が殺到し重症化リスクの高い人がすぐに受診できない場合には、都道府県が「対策強化宣言」を出して、症状がある人に外出の自粛など慎重な行動を要請できるようにしています。

厚生労働省は都道府県に対し、最大限の感染者数を想定した具体的な計画を策定するよう求めていて、発熱外来の確保など医療提供体制の強化を図る方針です。

また、オミクロン株に対応したワクチンを接種した人の割合は 14 日の公表時点で 10.4％となっていることから、テレビ CM や SNS などを通じて早期の接種を呼びかけています。

・北海道 新型コロナ 1 万 906 人感染確認 初めて 1 万人超 過去最多

＜NHK　2022 年 11 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221115/k10013892131000.html

---

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・抗原検査キット 性能未確認の「研究用」販売も 確認し購入を

＜NHK　2022 年 11 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221116/k10013892571000.html

新型コロナウイルスの感染拡大に備え、事前に用意することが推奨されている抗原検査キットについて、厚生労

働省は性能が確認されていない「研究用」のキットが通販サイトなどで販売されていることから、承認されたキットを示す「医薬品」の表示を確認して購入するよう呼びかけています。
厚生労働省は、コロナの感染がさらに拡大した場合やインフルエンザとの同時流行が起きた場合、発熱外来のひっ迫を避けるため重症化リスクが低い人は抗原検査キットで検査して自宅療養するよう求めていて、キットを薬局やネット通販などで事前に購入しておくことを推奨しています。
厚生労働省が性能を確認して承認したキットは「第１類医薬品」や「体外診断用医薬品」と表示されていますが、大手のネット通販などでは性能が確認されていない「研究用」のキットが数多く販売されています。
このため、厚生労働省は承認されたキットの製品名や取り扱っている薬局や販売サイトのリストを厚生労働省のウェブサイトで示していて、必ず確認して購入するよう呼びかけています。
政府の新型コロナ対策分科会のメンバーで東邦大学の舘田一博教授は「研究用キットの中には精度が低く、結果が正しく出ないものもある。薬局や通販サイトでも性能が確認されたキットを一般の人も一目で分かるように配置を工夫することが重要だ」と話しています。

・<u>接種どうする？ 進んでいる？ オミクロン株対応ワクチン</u>
＜NHK　2022 年 11 月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221114/k10013890401000.html
新型コロナのオミクロン株対応ワクチン。接種はどうしましたか？と街の皆さんにお話を伺うと「接種のたびに熱が出たので、今は様子を見ています」という方もいれば「高齢の親と同居しているので接種しました」という方もいて、それぞれの考えがあるようです。
「第８波の入り口」ともいわれる中、厚生労働省は年内に希望する人への接種を終えられるよう調整を進めています。
この冬の接種はどう進められているのか、接種率はどのくらいなのか、まとめました。
Q.オミクロン対応ワクチン 接種は進んでいる？

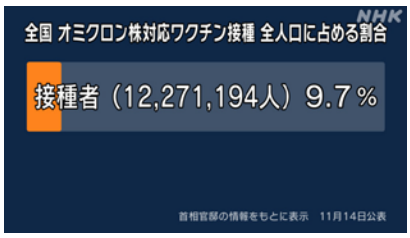

A.政府が 11 月 14 日に公表した最新のデータによりますと、これまでに国内でオミクロン株に対応したワクチンの接種を受けた人は 1227 万 1194 人で、全人口に対する接種率は 9.7％となりました。
このうち 65 歳以上の高齢者は 354 万 2671 人で接種率は 9.9％でした。
10 月末には全国の約 5 万の会場で 1 日に約 168 万回の接種が可能な体制が整えられています。
1 日あたりの接種回数の推移を週ごとの平均でみると以下の通りです。
▼10 月 9 日からの週　1 日 18 万回程度
▼10 月 23 日からの週　1 日 30 万回程度
▼11 月 6 日からの週　1 日 40 万回程度
Q.接種について街の人たちは？
A.オミクロン株対応ワクチンについて東京・渋谷で聞きましたが、意見や考えは分かれているようです。
子ども連れの 40 代会社員女性
「これまで 3 回接種しましたが、毎回、副反応で熱が出たり体が痛くなったりして大変だったので、いまは様子を見ています。ワクチンを打っても感染した人はたくさんいるので　正直、打たなくてもいいかなという気持ちです。子どもたちもすでに 2 回接種していますが、頻繁に打たせるのは不安です」
40 代会社員男性
「高齢の親と同居しているので自分が感染してうつしてはいけないし、職場にも迷惑がかかるので、なるべく早く受けようと先月中旬に接種しました。マスク生活も来年で丸 3 年になりますが、完全に終息するまで積極的にワクチンを接種するなど皆で協力をしていければと思います」

Q. 国はどう進めようとしてる？

A. 厚生労働省は、オミクロン株に対応したワクチンの接種について、希望する人が年内に接種を終えられるよう体制の整備を進めています。

ことし 9 月 20 日にファイザーとモデルナの「BA. 1」対応のワクチンの接種が、10 月 13 日からは、ファイザーの「BA. 5」対応のワクチンの接種が始まっていて、さらに 11 月 28 日からはモデルナの「BA. 5」対応のワクチンの接種が始まる計画です。

前回の接種からの間隔について、当初は「少なくとも 5 か月」と定められていましたが、10 月 21 日からは「少なくとも 3 か月」に短縮されました。

また、大学や企業が接種を行う「職域接種」も 10 月 17 日に一部で開始され、10 月 26 日までに 873 会場から申し込みがあったということです。

接種間隔の短縮を踏まえ、厚生労働省は 11 月 7 日の時点で、年末までに対象となる人数を 9952 万人と想定し、これから配送する量も含め年末までに 1 億 209 万人分のワクチンを自治体に配送する計画です。

また、ことし 7 月と 8 月に従来のワクチンで 4 回目を接種した高齢者の 5 回目の接種が 11 月から本格化し始めているということで、厚生労働省は今後については「接種率が伸びてきているので年内に希望者が打てるよう努めたい」としています。

そのうえで、若い世代の接種が伸び悩んでいることなどを受けてリーフレットやホームページ、SNS などで情報を発信していくとしています。

Q. 副反応は？

A. 厚生労働省の研究班はファイザーとモデルナの「BA. 1」対応ワクチンについて、接種から 1 週間までの副反応を分析し、11 月 11 日に開かれた専門家部会で公表しました。

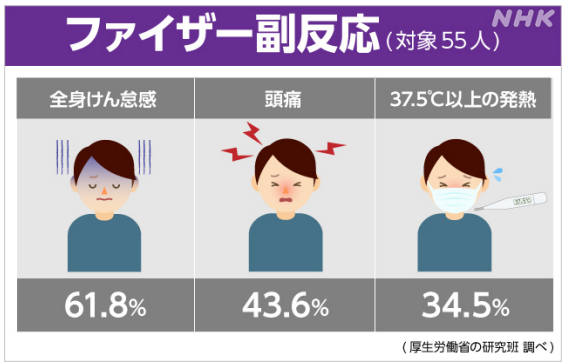

それによりますと、ファイザーのワクチンを接種した 55 人の副反応が起きた割合は、接種の翌日では、▽全身のけん怠感が 61. 8%、▽頭痛が 43. 6%▽37 度 5 分以上の発熱が 34. 5%でした。

また接種後 1 週間まででは、▽全身のけん怠感が 67. 3%、▽頭痛が 47. 3%▽37 度 5 分以上の発熱が 36. 4%でした。

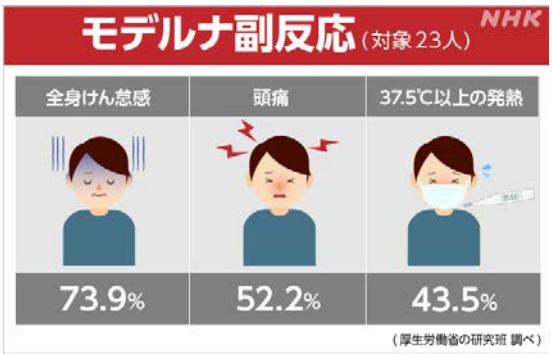

また、モデルナのワクチンを接種した 23 人では、接種の翌日では、▽全身のけん怠感は 73. 9%、▽頭痛は 52. 2%、▽37 度 5 分以上の発熱が 43. 5%でした。

接種後 1 週間まででは、▽全身のけん怠感が 78. 3%、▽頭痛が 60. 9%▽37 度 5 分以上の発熱が 43. 5%でした。

副反応が出たのは接種の翌日がピークで、2、3 日後にはほぼおさまったということです。

研究班の代表で、順天堂大学医学部の伊藤澄信 特任教授は「調査の母数がまだ少ないものの、従来のワクチンの3回目接種の副反応と大きな違いは無いとみられる」としています。

Q.今の状況を専門家はどう見ている？

リスク心理学が専門の東京女子大学の広瀬弘忠名誉教授に現在の状況について聞きました。

「行動制限の緩和が続く中でコロナに対する恐怖感がやや薄らいでいて、ワクチンについても再感染のおそれや副反応への懸念などネガティブな要素が非常に強く意識されている」

そのうえで、ワクチンに関する情報発信については。

広瀬弘忠 名誉教授

「プラスもマイナスも含めて正確な情報を伝えていき、その情報がどう受け止められているかきちんと把握した上で、もし副反応などについて誤って捉えられるとすればそれを修正していくのも医療行政や国の役割だ」

「ワクチンには副反応というデメリットもあるが、それ以上に感染や重症化を防ぐメリットがあり、その2つを比べたときにワクチンを打つメリットが圧倒的に大きいということをきちんと伝えて、一般市民の納得と了解を得ることが大事だ」

◇<u>マスク</u>

・<u>屋外マスクどうする？「着ける意味を感じない」「周りが外せば･･」</u>

＜西日本新聞　2022年11月15日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/84ce626debd1a5cb613158c7f37634f49761cb14

新型コロナウイルスの流行「第7波」が落ち着いたと思いきや、早くも「第8波」の到来が迫っている。政府は7波の間も「マスクは屋外で不要」との立場を崩さなかったが、国民の受け止めはさまざまだ。マスク生活ももうすぐ3年。「屋外でマスクを着けていますか」ー。西日本新聞「あなたの特命取材班」がアンケートを実施したところ、着脱を巡り多様な意見が寄せられた。

アンケートは、LINEでつながる「あな特通信員」（約1万5千人）などを対象に10月28～30日に実施し、九州や関東を中心に全国から約6720件の回答が寄せられた。

政府は、「人と人との距離が約2メートル確保できれば会話する場合も含め、屋外でのマスク着用は原則不要」と呼びかけている。指針に沿う形で「着けていない」との回答が多数寄せられ、約6割に達した。理由は「息苦しさなど不快だから」が最も多く、「感染リスクが低いから」が続いた。

福岡県の派遣社員の女性（51）は「屋外で人と近くで接することがなく、着ける意味を感じない」。マスク疲れを見せる人も少なくなく、鳥取県のパートの女性（33）は「コロナ禍前の普通の生活がしたい」との思いから率先して外していた。

一方で、街頭では、まだまだマスクを着けている人が大半を占める。

九州最大の繁華街、福岡市・天神で、通行する100人を記者が調査したところ、着用していたのは90人。北九州市戸畑区の飲食業の男性（62）は「周りが外せば自分も外すと思うが…」と、周囲に合わせる同調心理を吐露した。一方、同市郊外の住宅街で着けていたのは100人中72人で、天神より2割減。人通りを見て、着脱を判断する人も多そうだ。

アンケートでは、着けている理由として「感染が怖いから」「習慣化したから」「周囲が着けているから」が上位を占めた。

兵庫県の電気工事士の女性（50）は「冬は暖かく、インフルエンザや風邪の予防にもなる」。政府の指針では「人と擦れ違う時も不要」としているものの、福岡県の教員の女性（45）は「外していてにらまれたことが何度もある」。同県の医師の男性（69）も「マスクをせずに大きな声で談笑している人がいる」ため着けるようになったという。

政府の指針は妥当なのだろうか。京都大の橋口隆生教授（ウイルス学）は「屋外で人と2メートル離れ、会話をしない場合は、飛ひ沫まつ感染やエアロゾル（空気中に長く漂う微小な粒子）感染の可能性は極めて低く、妥当と言える」。その上で「指針はおおまかな目安。状況に応じて着脱を自分で判断してほしい」と呼びかける。

例えば、隣の人と肩が触れるほど密集する屋外イベントに一定時間とどまる場合や、会話する人と約2メートル離れていても言葉を発する方向に強い風が吹いている場合などは「感染リスクが高まる」という。

ただ、判断が難しいのか「どこの場面で外すか考えると面倒くさい」（福岡県、63 歳男性会社員）「条件付きでマスクなしにすると、条件を守れない人がいて嫌」（同県、69 歳主婦）などの意見もあった。

オミクロン株の感染者は無症状で感染に気付かないケースが多いとの調査もある。橋口教授は「マスクは自分の感染を防ぐより、人に感染させない効果が大きく、リスクは半分程度に下がる。着用が習慣化するなど支障がない人が、自己判断で着け続けるのはいいのではないか」と話す。

屋内での着脱、足並みそろわず

屋内でのマスク着用はどうか。政府は「人と人との距離が 2 メートル確保できて、かつ会話がほとんどなければ不要」とし、図書館や美術館を例示するが、現場の足並みはそろっていない。一方、近距離での会話が増える飲食店では客の多くがマスクを着けておらず、政府の基準を生活に落とし込む難しさが垣間見える。

図書館「安全優先」

「マスクの着用をお願いします」。福岡市早良区の総合図書館を利用していた中央区の男性（51）は、巡回中の警備員に声をかけられ驚いた。ノーマスクではあったが、周囲に配慮し、近くに人がいない壁に面した席に座っていたからだ。「ルールだから仕方がないが、政府の方針では外していいはずなのに…」と納得がいかない様子だった。

市教育委員会総合図書館運営課によると、各区の図書館で着用を呼びかける理由は、「（自分が）外したい」より「（他人に）着けてほしい」との声が多いためという。政府は読書や美術鑑賞など会話のない場面ではマスクを必要なしとするが、同課の担当者は「線引きは難しく、安心安全を優先して一律の着用をお願いしている」。

一方、福岡県立図書館（同市東区）では政府の基準に沿って閲覧机や学習室を利用する場合は「未着用可」としており、同じ図書館でも施設によって対応のばらつきが見られた。

飲食店「邪魔できない」

京都大の橋口隆生教授（ウイルス学）は「屋内でも換気が徹底され、かつ 2 メートルの身体的距離があれば屋外と同じ感覚でもいい」と指摘する。

とはいえ、街ではほとんどの商業施設がマスク着用を求めている。その中でマスクを外して談笑する人の姿が目立つのが飲食店だ。

同市中央区の居酒屋では客のほとんどがマスクを着けて入店するも、ひとたび料理が運ばれると、大半の客が退店まで外したままという。

多くの店舗が消毒や換気などの感染対策をしているが、久留米大の溝口充志教授（免疫学）によると、距離が近く会話も多い空間であれば「感染者がいた場合はクラスター（感染者集団）が発生する可能性が高い」という。しかし、店長（33）は「会話のたびにマスクの着用を促すのは難しい。楽しい時間を邪魔することもできない」ともどかしさをのぞかせた。

アンケートでは、「飲食店で食事中はマスクを外すのに、入退店時やトイレに立つ際はマスクを着けることに意味があるのか」（福岡県、40 歳主婦）、「飲食店では席を空けるのに、スポーツイベントでは席を空けずに密は気になる」（福岡県、51 歳男性会社員）などの意見も寄せられた。

橋口教授は「飲食店での頻繁なマスク着脱は現実的には難しい。着ければ感染リスクは低くなるので気になる人は対策をしてほしい」と話す。

南半球のオーストラリアでは今夏、過去 2 年間流行しなかった季節性インフルエンザの患者が急増した。アンケートでも日本国内での流行を不安視する声もあった。

溝口教授もインフルエンザとコロナの同時流行を最も懸念する。コロナ禍前の 2019 年まで国内で年間 900 万～1400 万人いたインフル感染者は激減し、免疫力が低下しているため、感染者が爆発的に増える可能性があるという。溝口教授は「コロナ感染者に加え、インフル患者が発熱外来に押し寄せれば医療崩壊してしまう。屋内、屋外問わず、人との距離や換気の状況に応じたマスクの着用など、適切な感染対策を心がけてほしい」と話した。

****

[3] ***<u>食品安全衛生関係</u>***

<u>◇食品衛生法に基づく安全性審査を経ていない遺伝子組換え微生物を利用した添加物についての対応</u>

＜厚生労働省　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ZEupbgM6g2a2kBY

今般、食品衛生法第 13 条第 1 項に基づく「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年

厚生省告示第 233 号）第 3 条で定める安全性審査を経ていない遺伝子組換え微生物を利用した添加物が確認されたことから、当該添加物の製造者に対し、製造、販売の中止等を指示するとともに、安全性審査のために必要なデータの提出等を指示しました。

１．　概要

○ 組換えDNA 技術応用食品及び添加物については、上記告示で定める厚生労働大臣の安全性審査を経た旨を公表されたものでなければ流通は認められていませんが、このたび、天野エンザイム株式会社から、同社が製造販売している添加物（「プロテアーゼ」）の製造工程において、遺伝子組換え微生物を利用しているにもかかわらず、当該添加物が厚生労働大臣の安全性審査を経ていない旨、報告を受けました。

○ 当該添加物は、食品の製造工程においてたん白質やペプチドを加水分解する目的で使用されています。

○ 当該添加物は、同社が平成 25（2013）年に吸収合併した会社から、非遺伝子組換え微生物として受け継いだ菌株を用いて製造されたものです。今般、同社が外部検査機関に依頼して菌体の詳細な遺伝子配列を確認したところ、遺伝子組換え操作に由来すると考えられる遺伝子配列が存在することが判明しました。

○ 同社は既に自主判断で当該添加物の製造、販売を中止し、販売先に残存している当該添加物の自主回収に着手しています。

２．　現在までの対応

当該添加物は厚生労働大臣の安全性審査を経ていないことから、天野エンザイム株式会社に対し、安全性審査の手続が完了するまでの間は、当該添加物の製造、販売を中止するよう指示するとともに、その提供を受けた事業者が新たに当該添加物を使用することがないよう、回収等の必要な措置を取るよう要請しました。また、当該添加物の安全性審査のために必要なデータの提出を指示しました。

３．当該添加物の安全性と今後の対応等

（１）安全性

天野エンザイム株式会社から次のとおり報告を受けており、現時点で直ちに健康への影響があるものとは考えていません。

○　当該添加物は食品衛生法に定めるプロテアーゼの成分規格には合致していること。

○　亜慢性毒性試験等においても特筆すべき異常が認められていないこと。

なお、当該添加物は既に国内で広く使用されていますが、その摂取に関して安全上問題があるという情報は報告されていません。

（２）今後の対応等

○ 安全性評価に必要な資料が提出され次第、速やかに食品安全委員会に諮問します。

○ 既に流通している当該添加物を用いた食品の販売、流通の停止等については、食品安全委員会の評価結果を見て判断します。

＜参考１＞ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

第 13 条　厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

２　前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

３　（略）

＜参考２＞ 組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）

第３条　厚生労働大臣は、組換えDNA 技術を応用した食品又は添加物について、その開発者、その代理人その他適切な資料を提出することができる者から申請があったときは、食品が組換えDNA 技術によって得られた生物であり、又は当該生物を含む場合にあっては当該生物の品種ごとに、食品又は添加物が組換えDNA 技術によって得

られた生物を利用して製造された物であり、又は当該物を含む場合にあっては当該生物の品種ごと又は当該食品若しくは添加物の品目ごとにその安全性の審査を行う。
２　前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。
３～６　（略）
****
[4] ***温暖化対策関係***
◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 350 号）
［官報］　令和４年 11 月 16 日　本紙　第 859 号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221116/20221116h00859/20221116h008590002f.html
あらまし
◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 350 号）（国土交通省）
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 351 号）
［官報］　令和４年 11 月 16 日　本紙　第 859 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221116/20221116h00859/20221116h008590002f.html
あらまし
◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 351 号）（国土交通省）
一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正関係
特定共同住宅等建築主に該当することとなる建築主の要件としての一年間に新築する分譲型規格共同住宅等の住戸の数を一、〇〇〇戸とすることとした。（第九条第二項関係）
二　建築基準法施行令の一部改正関係
住宅の居住のための居室に必要な窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、七分の一とし、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置等の措置が講じられているものにあっては、一〇分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合とすることとした。（第一九条第三項関係）
三　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係
１　広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、建築基準法（以下「法」という。）第五五条第三項及び第五八条第二項の規定による許可並びに法第五二条第六項第三号の規定による認定を追加することとした。（第二条の五第二号関係）
２　宅地の売買等の契約の成立までに説明が義務付けられる重要事項に、法第五五条第三項及び第五八条第二項の規定に基づく制限に関する事項の概要を追加することとした。（第三条第一項第二号関係）
四　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係広告の規制等に係る許可等の処分に、法第五五条第三項及び第五八条第二項の規定による許可並びに法第五二条第六項第三号の規定による認定を追加することとした。（第七条第二号関係）
五　施行期日
この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行することとした。
****
[5] ***環境安全関係***
◇世界の人口８０億人突破　８０年代に１０４億人でピーク―国連
＜時事ドットコム　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022111500296&g=int

国連人口基金によると、世界の総人口が１５日、推計で８０億人を突破した。２０１１年に７０億人を超えてから、１１年間で１０億人増えた。国連は急激な人口増加が社会経済発展の負担になっているとして、各国に警鐘を鳴らしている。

国連のまとめによれば、１９５０年に２５億人だった世界人口は、８７年に５０億人に達した。増加ペースは近年鈍化しているものの、２０３０年には８５億人、５０年には９７億人まで増える見通し。５８年に１００億人に達し、８０年代に約１０４億人のピークに到達すると予想されている。

人口増加の背景には、医療の発達や生活環境の向上がある。１９年の世界の平均寿命は７２．８歳で、１９９０年に比べて約９年延びた。

現在、アジア圏には約４４億人が住む。そのうち、中国とインドが共に１４億人を超え、両国だけで世界人口の約３５％を占める。インドは来年、中国を抜いて世界最多の人口大国になるとみられている。

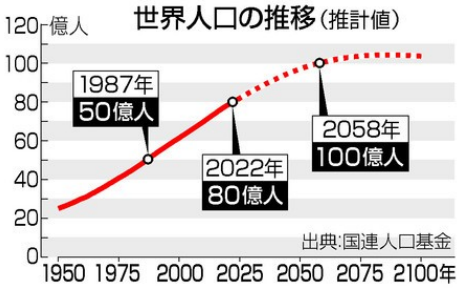

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業の二次公募について

＜環境省　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/110979_00007.html

---

[統計資料]

◇石油統計月報（2022 年 9 月分）

＜経済産業省　2022 年 11 月 15 日＞

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuka/index.html?pk_campaign=mm_statistics

****

[7] ***その他省庁発表***

◇国際卓越研究大学法の施行及び国際卓越研究大学法に基づく基本方針の決定をお知らせいたします

＜文部科学省　2022 年 11 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agm1adadm4q1aPbG

本日、令和 4 年 11 月 15 日付で、「国際卓越研究大学の研究及び研究成果のための体制の強化に関する法律（令和 4 年 5 月 25 日公布）」を施行するとともに、同法に基づく「国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」を決定しました。

年内には国際卓越研究大学の公募を開始する予定であり、世界最高水準の研究大学の実現に向け、着実に取り組んでまいります。また、今般の総合経済対策において『地域の中核大学や特定の研究分野に強みを持つ大学の強化や、若手研究者の育成に向けた支援強化に取り組む』とされたことも踏まえ、これらの施策を総動員して、我が国全体の研究力の向上に取り組んでいきます。

1. 国際卓越研究大学法に基づく基本方針

・国際卓越研究大学法に基づく基本方針（令和 4 年 11 月 15 日決定）

https://www.mext.go.jp/content/20221115-mxt_gakkikan_000022793_1.pdf

・大学ファンドを通じた世界最高水準の研究大学の実現に向けて～国際卓越研究大学制度の概要～

https://www.mext.go.jp/content/20221115-mxt_gakkikan_000017961_1.pdf

2. （参考）大学ファンドに関するシンポジウム

名称：大学ファンドを通じた世界最高水準の研究大学の実現に向けて
主催：国立研究開発法人科学技術振興機構（内閣府・文部科学省共催）
日時：令和４年 11 月 29 日(火曜日)14 時～16 時（申込締切 11 月 23 日(水曜日)24 時 00 分）
場所：丸ビルホール（東京都千代田区丸の内２丁目 4-1）※実開催・オンライン配信
申込：参加申込みフォーム
https://www.jst.go.jp/all/event/2022/20221026.html

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 150 回労働政策審議会安全衛生分科会（資料）　　11 月 16 日
＜厚生労働省　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xYk2vaAU8hWCtJhY
議題：
（１）第 14 次労働災害防止計画について
（２）第三管理区分の事業場に対する措置の強化に係る大臣告示内容等について
資料：
（資料１－１）第 14 次労働災害防止計画の指標について（案）
（資料１－２）第 14 次労働災害防止計画本文（案）
（資料２）　第三管理区分の事業場に対する措置の強化に係る大臣告示内容等について

・中央鉱山保安協議会　金属鉱業等鉱害防止部会（第３回）　　11 月 30 日
＜経済産業省　2022 年 11 月 15 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48229
1. 第５次基本方針に係る事業量について
2. 第６次基本方針に係る事業量について
3. 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る 答申（案）
4. その他

・次世代革新炉の開発に必要な研究開発基盤の整備に関する検討会（第４回）の開催について　　11 月 22 日
＜文部科学省　2022 年 11 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agm1adadm4q1aPbJ
1. 第３回検討会でご議論いただいた論点と主な意見
2. 日本と世界のバックエンド対策の動向について（日本原子力発電株式会社フェロー　山内豊明氏発表）
3. 革新炉のサイクル技術開発への期待（中熊委員発表）
4. 次世代革新炉開発に必要な研究開発項目及び基盤インフラについて
5. その他

・研究計画・評価分科会（第 83 回）　配布資料　　11 月 16 日
＜文部科学省　2022 年 11 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agm1adadm4q1aPbK
1. 研究開発課題の評価について
2. 分野別研究開発プランの変更について
3. 第 11 期の活動状況について
4. 最近の研究開発評価の動向について
5. その他

****

[9] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（疑い事例、和歌山県白浜町）
＜環境省　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00030.html
・鹿児島県出水市における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について
＜環境省　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/111080_00007.html

---

◇*その他*

・東京工業大学 入試に 143 人「女子枠」導入へ…専門家も驚き「思い切った取り組み」

＜テレ朝 news　2022 年 11 月 15 日＞

https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000275765.html

10 日、国立大学の中でも理系の最難関として知られる東京工業大学が、大学入試に新たな募集枠を設置すると発表しました。

それは、「女子枠」です。

■AO 入試　143 人「女子枠」導入へ

男女ともに受験可能な一般募集枠の人数を再来年度の入試から段階的に減らし、学校推薦型と総合型、いわゆる「AO 入試」に女子枠を設置。

最終的に募集人員 1028 人のうち、およそ 14%に相当する 143 人を女子枠とします。

これにより、現在 13%にとどまる女子学生の割合を、一般入試と合わせ 20%以上に増やしたいということです。

■「公平性」問題　東工大生の意見は？

ただ、気になるのが受験の「公平性」の問題です。

およそ 10 年前、九州大学が理学部数学科に女子枠を設置すると発表しました。わずか 5 人の枠でしたが、「男性差別につながる」「法の下の平等に反する」などの批判を受け、撤回に追い込まれています。

現在、東工大に通う学生に聞いてみました。

2 年生：「賛成です。女性ならではの、今までにないような発想が、研究とかで出てくると非常にいい」「賛成です。女性が増えたら、その後の女性の活躍にも関わってくると思うので。そういう点も含めて、賛成ではある」

1 年生：「あんまり賛成してないです。女子枠だから入ったと思われるのがよくないと思うので。しかも、男子が入れる枠が減るのも、それもどうかと思う」

2 年生：「反対です。皆ここまで 1 年間は、浪人してる人だったら 2 年以上、頑張って勉強しているにもかかわらず、そういう枠を設けるのは（男子受験生が）かわいそうだと思います」

■専門家「非常に思い切ったことやった」

今回の決定には、専門家も驚いています。

学校法人河合塾研究開発本部・近藤治主席研究員：「インパクト 2 つあったと思うんですね。募集人員の枠の大きさ。もう一つは、東京工業大学という日本を代表する理工系の大学で、『女子枠』というのを大々的に設置された。非常に思い切ったことをやられたなという感じはしています」

（「グッド！モーニング」2022 年 11 月 15 日放送分より）

・教職員の働き方「定額働かせ放題」に警鐘 内田良氏が講演

＜毎日新聞　2022 年 11 月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221115/k00/00m/040/033000c

「ブラック部活動」などの著書で知られる名古屋大大学院の内田良教授が「学校のリスクを見える化する―部活動改革から働き方改革まで」をテーマに長崎市で講演した。内田教授は、長崎県内の私立高で部活顧問を務める職員の残業代請求訴訟で学校側が部活動指導などを「労働時間」と認めて和解したことを「非常に画期的」と評価し、公立校教職員の働き方にも反映させるべきだとの考えを示した。

講演会は 12 日、県教職員組合などでつくる「県教育を語る会実行委員会」が主催し、約 100 人が参加した。

学校現場の残業を巡っては、公立校の教員には教職員給与特別措置法（給特法）が適用され、基本給の 4%が一律支給される代わりに残業代が原則支払われない。私学の場合は本来、労働基準法に基づき残業代が支払われなければならないが、公立に倣って基本給の数%だけを支払っているケースが少なくない。

教育社会学が専門の内田教授は、1971 年の給特法制定により残業代が支払われなくなったことで教育界が時間とコストへの意識を失い、「定額働かせ放題になった」と指摘。部活は「教育課程外の自主的な活動」と扱われているために過熱を招き長時間労働につながっているとして、時間管理などの制度設計の重要性を強調した。そして、給特法について廃止を含め抜本的に見直すべきだとの考えを示した。

参加者からは、残業や休憩時間中の労働が反映されない形でタイムカードが記録されたり、教員不足で育児休業中の人が呼び出されたりしているといった現場の実態が報告された。

********** 以上 **********